

## 改正退職給付会計基準早期適用会社の開示状況(3)

－適用初年度連結財務諸表における開示を素材として－

### Revised Accounting Standards for Retirement Benefits in Japan (3) : Companies That Apply Revisions Earlier Than Others

増子敦仁

#### 目次

1. はじめに
2. 平成24年改正退職給付会計基準の適用等
3. 早期適用に踏み切った会社の概況 (以上、前々号にて掲載)
4. 適用初年度第1四半期連結財務諸表における未認識項目に関する開示の状況
5. 適用初年度第1四半期連結財務諸表における計算項目に関する開示の状況
6. 適用初年度第1四半期連結財務諸表における「退職給付に係る負債」に関する開示状況 (以上、前号にて掲載)
7. 適用初年度連結財務諸表における開示の状況
8. おわりに (以上、本号にて掲載)

## 7. 適用初年度連結財務諸表における開示の状況

### (1) 総説

前々号および前号に引き続き、改正退職給付会計基準早期適用会社の開示状況の分析を行う。繰り返しになるが、企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」は、平成25年4月1日以後に開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用することとされているものの(ただし当期純利益に影響する「計算関係」については、実務上困難な場合を除いて平成26年4月1日以後に開始する事業年度の期首から適用することになっている)、平成25年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができるとされている(企業会計基準第26号第34項ただし書きならびに同第35項なお書き)。これをいわゆる「早期適用」というが、35社が早期適用に踏み切っていた。

前号では、早期適用を行った会社ごとに適用初年度である平成26年3月期の第1四半期報告における四半期連結財務諸表に着目し、いわゆる「未認識項目」に係わる項目として会計基準変更に伴うその他の包括利益累計額の増減額や、「計算項目」に係る項目として①退職給付見込額の期間帰属方法や②割引率の見直しに関する注記、③期首時点の利益剰余金の増減額および④損益に与える影響に関する注記、そして第1四半期末時点での四半期貸借対照表における「退職給付に係る負債」などを取り上げた。本号では、平成26年3月期の年度ベースでの有価証券報告書における連結財務諸表に着目し、注記事項を中心にその開示状況を

検討する。

## (2) 「会計方針等の変更」等に関する開示状況

これまで四半期報告書で議論したのと同様に、決算期ごとに作成される有価証券報告書においても、会計方針の変更等があれば連結財務諸表に注記されることになる。早期適用に踏み切った各社は、平成 26 年 3 月期末の有価証券報告書において、「退職給付に関する会計基準」および「退職給付に関する会計基準の適用指針」を適用したこと、そして変更した内容を注記しており、基本的に文言は、第 1 四半期連結会計期間に係る四半期報告書の内容と変わらない。

ただし、影響額の注記に関しては、有価証券報告書の方でのみ開示されている事項があるので、以下、四半期報告書においては開示されていない追加事項を取り上げる。

### ① 適用初年度の連結会計年度の期首における退職給付に係る負債

四半期報告書では、会計方針等の変更があった場合は、その旨とともに影響額を注記することになっているものの、新しい退職給付会計基準を適用した初年度の期首時点での退職給付に係る負債の額を注記している会社は全くなかった。そのため、前号では前期末の連結ベースでの退職給付引当金の貸借対照表計上額と第 1 四半期連結会計期間末の退職給付に係る負債の額を比較した。

しかし、年度ベースの有価証券報告書では、すべての会社というわけではないが、新しい退職給付会計基準を適用した初年度の期首時点の退職給付に係る負債の額あるいは旧基準による退職給付引当金と較べた場合の増減額を会計方針等の変更の箇所で見れば、期首時点での退職給付債務の金額と同年金資産の額が開示されているので、両者の差額を求めることで独自に期首時点での退職給付に係る負債の額を算定することができる。そこで、次ページの表 1 においては、「会計方針等の変更」の箇所でも「記載なし」であっても、筆者が算定した金額を（ ）で示している。ただし、No.34 および No.35 の会社はともに連結子会社がないため、連結財務諸表を開示していない。そのため、親会社単体の個別財務諸表のみ作成・開示しているので、適用初年度の期首時点での「退職給付引当金」を求めるということになるが、未認識項目を即時認識するのはあくまで連結ベースのみであるので、算定にあたっては、前期末の未認識数理計算上の差異と未認識過去勤務費用の金額を控除して求めている。

下記の表 1 より、平成 26 年 3 月期の有価証券報告書を作成・開示した 34 社のうち、新しい退職給付会計基準を適用したことによって退職給付に係る負債（または退職給付引当金）が「増加」した、すなわち未認識項目の不利な差異が生じていた会社は 23 社（67.6%）であるのに対して、「減少」した、すなわち未認識の有利な差異が生じていた会社は 10 社（29.4%）にとどまっていることから、新しい退職給付会計基準によって負債が増加する方向に作用している影響が読み取れる。増減率でみると、平均して 21.74%の増加となっているが、個別の会社の

事情により「増加」または「減少」とも大幅な会社があり、それだけ未認識の数理計算上の差異（および未認識の過去勤務費用）が生じていたことの証左に他ならない。換言すれば、年金資産の運用の巧拙によって状況にかなりのバラツキが生じていることを示している。

**表1 適用初年度の連結会計年度の期首における退職給付に係る負債**

(単位百万円、単位未満切り捨て、表中の△は減少を意味する)

No.	会社名	前連結会計年度末の「退職給付引当金」(A)	適用初年度の連結会計期間の期首における「退職給付に係る負債」(B)	増減額 ((B)-(A)) ( )は増減率
1	シンクレイヤ	1,291	1,408	117(9.06%)
2	日本サード・パーティ	476	342	△134(△28.16%)
3	味の素	28,796	44,883	16,087(55.87%)
4	日清食品ホールディングス	7,496	9,037	1,541(20.56%)
5	野村総合研究所	17,964	19,569	1,605(8.93%)
6	参天製薬	3,664	5,966	2,302(62.83%)
7	伊藤忠テクノソリューションズ	575	記載なし※1(402)	△173(△30.09%)
8	東海ゴム工業（現在は、住友理工に社名変更）	4,257	記載なし(△3,366)	△7,623(△179.07%)
9	LIXILグループ	12,749	14,511※2	1,762(13.82%)
10	鋳研工業	641	記載なし(581)	△60(△9.39%)
11	デンソー	197,248	記載なし(102,600)	△94,648(△47.98%)
12	日東電工	19,757	記載なし(41,494)	21,737(110.02%)
13	川崎重工業	62,300	記載なし(107,891)	45,591(73.18%)
14	島津製作所	13,916	記載なし(21,802)	7,886(56.67%)
15	ヤマハ	41,148	45,051	3,903(9.49%)
16	長瀬産業	10,283	12,845	2,562(24.91%)
17	みちのく銀行	3,029	記載なし(2,481)	△548(18.09%)
18	MS&AD インシュアランスグループホールディングス	111,130	記載なし※3 (138,111)	26,981 (24.28%)
19	T&D ホールディングズ	59,249	記載なし(58,327)	△922 (△1.56%)
20	九州電力	163,875	記載なし(94,720)	△69,155 (△42.20%)
21	北海道電力	46,706	36,117※4	△10,589 (△22.67%)

22	因幡電機産業	13	記載なし(13)	(0)
23	日立化成	17,111	22,405※5	5,294(30.94%)
24	日立金属	22,573	記載なし(30,086)	7,513(33.28%)
25	日立建機	8,913	記載なし(14,017)	5,104(57.26%)
26	日立工機	2,976	記載なし(5,377)	2,401(80.68%)
27	日立国際電気	18,001	記載なし(30,558)	12,557(69.76%)
28	クラリオン	10,126	11,360	1,234(12.19%)
29	日立メディコ	11,859	－※6	－
30	日立ハイテクノロジーズ	26,535	58,492	31,957(120.43%)
31	日立キャピタル	4,469	9,689	5,220(116.80%)
32	日立物流	16,608	28,617※7	12,009(72.31%)
33	日立機材	1,400	1,331	△68(△4.93%)
34	川重冷熱工業 (個別)	2,225	記載なし(2,398)	173(7.78%)
35	ハウス オブ ローゼ (個別)	704	記載なし(810)	105(14.98%)

※1 期首時点での退職給付に係る負債の記載がない代わりに、連結会計期間末における退職給付に係る負債 1,950 百万円および退職給付に係る資産 490 百万円の記載あり。また、その他の包括利益累計額が 1,118 百万円減少している記載もあり。

※2 連結会計年度の期首において、退職給付に係る資産が 5,310 百万円減少している記載あり。

※3 期首時点での退職給付に係る負債の記載がない代わりに、連結会計期間末における退職給付に係る資産 49,123 百万円および退職給付に係る負債 157,277 百万円の記載あり。また、その他の包括利益累計額が 10,266 百万円増加している記載もあり。

※4 連結会計年度の期首において、退職給付に係る資産が 59 百万円増加している記載あり。

※5 連結会計年度の期首において、退職給付に係る資産が 699 百万円計上されている記載あり。

※6 株式会社日立メディコは平成 26 年 3 月 1 日に日立製作所の完全子会社となったことに伴い、上場廃止とされている。そのため、平成 26 年 3 月期の有価証券報告書を作成していない。

※7 連結会計年度の期首において、退職給付に係る資産が 2,423 百万円計上されている記載あり。

(出所) 早期適用会社の平成 26 年 3 月期有価証券報告書を基に筆者作成

## ② 1 株当たりの純資産額および 1 株当たりの当期純利益

1 株当たりの純資産額および 1 株当たりの当期純利益は、ともに 1 株当たりの経営指標で「企業会計原則」では、企業の財務内容を判断するために重要な事項の一つとして、貸借対照表に注記することが求められている（貸借対照表原則一 C）。

まず、1 株当たりの純資産（Book-value Per Share : BPS）は、自己資本（株主資本にその他の包括利益累計額を合わせた合計）の金額を発行済株式数で割っ

たものであり、1株当たりの自己資本の価値を表す。そのため、株価をBPSで割った株価純資産倍率（Price Book-value Ratio: PBR）が1.0倍を上回っていれば資本市場がその会社の株式は1株当たりの自己資本よりも価値があると判断していることを意味するのに対し、1.0倍を下回れば、資本市場はその会社の株式は1株当たりの自己資本よりも価値がないと判断していることを意味する。換言すれば、PBRが1.0倍を割っていれば株価は解散価値未満の価値しかないとみなされているということになる。その結果、PBRが1.0倍を下回っている会社の株式はそれだけ割安なのであるから、いつ何どき株式の公開買い付け（TOB）など敵対的買収を仕掛けられてもおかしくはないという状況に陥っていることになる。

また、1株当たりの当期純利益（Earnings Per Share: EPS）は、当期純利益を期中平均株式数で割ったものである。株主からみればその会社の収益力を示す指標ということになるほか、主として当期純利益を財源に配当が行われると考えれば、配当能力をも表す指標でもあると言える。また、EPSも、現在の株価が割高か割安かを判断する際に広く用いられる。すなわち、株価をEPSで割ったものを株価収益率（Price Earnings Ratio: PER）といい、当該会社のPERとライバルの同業他社や業界平均、あるいは上場している株式市場全体のPERと比較して上回っている場合には割高、逆に下回っている場合には割安と株価水準を判断することができるので、投資家の意思決定に大きな影響を及ぼすことになる。

四半期報告書では、会計方針等の変更があった場合は、その旨とともに影響額を注記していたが、1株当たり情報に与える影響について言及している会社は1社もなかった。しかし、年度ベースの有価証券報告書では、残念ながら必ずすべての会社というわけではないものの、新しい退職給付会計基準を適用したことによる1株当たりの純資産額や1株当たりの当期純利益の金額に与える影響を開示している。また、「会計方針の変更」の箇所では開示していないものの、より後方の「1株当たりの情報」の箇所において、新しい退職給付会計基準を適用したことによる影響を明らかにしている会社もある。

そこで、次ページ以降での表2において、早期適用に踏み切った各社が注記事項として開示した「1株当たりの純資産額」および「1株当たりの当期純利益」の連結ベースでの新しい退職給付会計基準の影響を示している。ただし、No.34およびNo.35の会社は前述のとおり、ともに連結子会社がないため、連結財務諸表を開示していないので、親会社単体の個別財務諸表のみ作成・開示している。そのため、個別ベースでの影響額を示している。また、会社によっては企業集団全体の利益等に与える影響のみ開示して、1株当たりの情報は省略しているところもありうる。ただし、ここでは1株当たりの情報としてみているため、そのような会社も含め、注記事項として1株当たりの情報への言及がなければ「注記記載なし」と記している。

なお、一部の会社ではあるが、「セグメント情報等」の箇所においても、報告セグメント毎に新しい退職給付会計基準の適用によるセグメント利益の影響を開示している例もあった。一例を挙げれば、株式会社日立国際電気では、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準に変更したことによって、

「映像・無線ネットワーク」で34百万円、「エコ・薄膜プロセス」で18百万円、「その他」で14百万円増加していることが開示されている。このような開示姿勢は高く評価されるが、多くの会社では報告セグメント毎までの影響額を開示していないことから、セグメント情報での開示状況を割愛している。

**表8 適用初年度の「1株当たりの純資産額」(BPS) および「1株当たりの当期純利益」(EPS) に与える影響に関する注記状況**

(単位：円、△印はマイナスを意味する)

No.	会社名	1株当たりの純資産額 ( )は平成26年3月 月末時点でのBPS	1株当たりの当期純利益 ( )は平成26年3月 期のEPS
1	シンクレイヤ	影響は軽微 (528.09)	注記記載なし (13.16)
2	日本サード・パーティ	16.70円の増加 (334.26)	0.97円の増加 (2.87)
3	味の素	46.64円の減少 (1,008.98)	影響は軽微 (69.70)
4	日清食品ホールディングス	影響は軽微 (3,018.82)	影響は軽微 (174.83)
5	野村総合研究所	影響は軽微 (1,657.15)	影響は軽微 (158.75)
6	参天製薬	注記記載なし (2,189.50)	注記記載なし (207.29)
7	伊藤忠テクノソリューションズ	19.01円の減少 (2,862.48)	注記記載なし (237.84)
8	東海ゴム工業(現在は、住友理工に社名変更)	注記記載なし (1,659.15)	注記記載なし (39.27)
9	LIXILグループ	影響は軽微 (2,123.22)	影響は軽微 (153.93)
10	鉦研工業	5.56円の増加 (204.39円)	注記記載なし (45.29円)
11	デンソー	影響は軽微 (3,376.06)	影響は軽微 (360.85)
12	日東電工	影響は軽微 (3,172.03)	影響は軽微 (309.29)
13	川崎重工業	17.93円の減少 (217.16円)	影響は軽微 (23.09)
14	島津製作所	16.48円の減少 (616.50)	0.47円の増加 (32.97)

15	ヤマハ	注記記載なし (1,403.12)	注記記載なし (118.26)
16	長瀬産業	注記記載なし (1,942.20)	注記記載なし (91.86)
17	みちのく銀行	20.58 円の増加 (407.71)	注記記載なし (24.27)
18	MS&AD インシュアランスグループホールディングス	注記記載なし (3,646.22)	注記記載なし (150.58)
19	T&D ホールディングズ	0.96 円の増加 (1,513.46)	0.07 円の増加 (117.42)
20	九州電力	107.22 円の増加 (1,005.42)	損失の 0.76 円減少 (△203.19)
21	北海道電力	83.29 円の増加 (657.60)	注記記載なし (△306.34)
22	因幡電機産業	注記記載なし (3,439.22)	注記記載なし (253.15)
23	日立化成	0.12 円の減少 (1,588.09)	影響は軽微 (115.74)
24	日立金属	16.71 円の減少 (848.73)	影響は軽微 (95.65)
25	日立建機	54.12 円の減少 (1,827.59)	影響は軽微 (136.24)
26	日立工機	22.91 円の減少 (1,088.15)	注記記載なし (16.73)
27	日立国際電気	97.15 円の減少 (838.62)	0.78 円の増加 (149.13)
28	クラリオン	1.93 円の減少 (98.31)	影響は軽微 (11.86)
29	日立メディコ	平成 26 年 3 月 1 日に日立製作所の完全子会社になったため、同年 3 月期の有価証券報告書を作成せず	
30	日立ハイテクノロジーズ	119.79 円の減少 (1,981.00)	影響は軽微 (131.11)
31	日立キャピタル	57.02 円の減少 (2,542.07)	影響は軽微 (189.89)
32	日立物流	51.38 円の減少 (1,512.16)	影響は軽微 (48.70)
33	日立機材	12.12 円の増加 (950.97)	影響は軽微 (88.13)

34	川重冷熱工業（個別）	8.73 円の減少 (251.72)	影響は軽微 (24.08)
35	ハウス オブ ローゼ（個別）	14.44 円の減少 (1,200.60)	注記記載なし (58.53)

(出所) 早期適用会社の平成 26 年 3 月期有価証券報告書を基に筆者作成

なお、1 株当たり当期純利益に関し、一部の会社では、ストック・オプションや新株予約権付社債を発行することなどにより、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益も開示している。しかしながら、ここでは新株予約権の行使による希薄化の影響を考慮せずに一律に新しい退職給付会計基準による影響を比較・検討を行う趣旨から、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については省略している。

前ページの表 2 より、平成 26 年 3 月期の有価証券報告書を作成・開示した 34 社のうち、新しい退職給付会計基準を適用したことによって 1 株当たりの純資産額（BPS）が「増加」した会社は 7 社（20.59%）にとどまり、「減少」した会社は「増加」した会社の 2 倍以上の 15 社（44.12%）に上っている。「影響は軽微」と注記としている会社および何も注記事項として言及していない会社がそれぞれ 6 社ずつの 12 社（35.29%）であった。注記事項として言及していないということは、それだけ影響が乏しいと判断したものと推察される。

これに対して、1 株当たりの当期純利益（EPS）が「増加」した会社が 5 社（ただし、損失の減少を含む）とさらに少なくなり（14.71%）、「減少」した会社に至っては 0 社と全くなかったが、実に 16 社（47.06%）が「影響は軽微」と開示し、「増加」した会社の 3 倍以上に上っている。また、注記事項として記載していなかった 13 社（38.24%）の相当数は、影響は軽微であると判断したので開示しなかった、あるいは営業利益や税引前当期純利益への影響額をすでに注記で開示したため、1 株当たりの当期純利益にあえて言及しなかったことが作用しているものと思われる。その意味では、EPS に与える影響は極めて限定的であることの裏返しである。

### (3) 「退職給付関係」での開示状況

決算期ごとに作成される有価証券報告書においては、さまざまな事項に関して連結財務諸表に注記することとされ、近年注記事項はますます拡充している。これは別段「退職給付関係」ばかりでなく、例えば、近年の諸会計基準の設定や改正を踏まえ、「リース関係」、「金融商品関係」、「有価証券関係」、「ストック・オプション等関係」、「資産除去債務」、「企業結合関係」、「税効果会計関係」、「セグメント情報等」、を挙げることができることから明らかである。

今回の退職給付の会計基準を改訂する目的の一つが注記事項の拡充による情報開示の充実であったので、企業会計基準第 26 号で要求されている注記事項、例えば①退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表や②年金資産の期首残高と期末残高の調整表、③退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計



上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表、④退職給付費用及びその内訳項目の金額、⑤退職給付に係る調整額、⑥退職給付に係る調整累計額、⑦年金資産に関する事項、⑧数理計算上の差異に関する事項、および⑨確定拠出制度に関する事項など（企業会計基準第26号第30項）が開示されることとされている点については、これまですでに議論してきたとおりである。

それらが実際の有価証券報告書において、どのように開示されているか点検することは確かに極めて重要かつ有益なことではあることは論を俟たない。しかしながら、その膨大にわたる量のすべてを網羅したうえで、ここで検討することは紙幅の関係上困難であるため、本稿では項目を絞って検討し、その他の重要事項については稿を改めて議論したい。

### ① 割引率の開示状況

割引率の決定方法については、これまでに退職給付支払ごとの支払見込期間を反映した割引率を使用することが求められたこと（企業会計基準適用指針第25号第24項および同第93項）はすでに述べたとおりであるが、念のために確認すれば、具体的には退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法や、退職給付の支払見込期間ごとに設定された複数の割引率を使用する方法が考えられる（同第94項）。

そこで、次の表3において、早期適用に踏み切った会社のうち有価証券報告書を公表した34社が注記事項として示した「割引率」について、連結ベースでの開示状況を示している。ただし、No.34およびNo.35の会社はともに連結子会社がないため、連結財務諸表を開示していない。そのため、親会社単体の個別財務諸表のみ作成・開示しているため、個別ベースでの注記事項となることに注意を要する。

**表3 新退職給付会計基準適用初年度および前年度の割引率に関する注記状況**

No.	会社名	平成25年3月期の割引率	平成26年3月期 (適用初年度)の割引率
1	シンクレイヤ	1.2%	0.9%(-0.3%) 加重平均
2	日本サード・パーティ	1.3%	1.0%(-0.3%) 加重平均
3	味の素	主として1.5%	主として1.1%(-0.4%) 記載なし
4	日清食品ホールディングス	主として1.9%	主として1.1%(-0.4%) 記載なし
5	野村総合研究所	1.4% 加重平均値	1.6%(+0.2%) 加重平均値
6	参天製薬	主として0.99%	主として1.22%(+0.23%) 記載なし

7	伊藤忠テクノソリューションズ	1.2%	1.2%(±0%) 記載なし
8	東海ゴム工業(現在は、住友理工に社名変更)	主として 2.0%	主として 0.9%(−1.1%) 記載なし
9	LIXIL グループ	0.5~2.0%	1.9%(−) 加重平均
10	鈹研工業	0.98%	0.662%(−0.318%) 加重平均
11	デンソー	主として 1.25%	主として 1.61%(+0.36%) 記載なし
12	日東電工	1.4~2.1%	0.6~1.3%(−) 記載なし
13	川崎重工業	主として 2.0%	1.36~4.55%(−) 加重平均
14	島津製作所	2.0%	1.0%(−1.0%) 記載なし
15	ヤマハ	2.0%	1.2%(−0.8%) 記載なし
16	長瀬産業	主に 1.7%	1.4%(−0.3%) 加重平均
17	みちのく銀行	1.90%	0.60%(−1.3%) 記載なし
18	MS&AD インシュアランスグループホールディングス	主として 1.1~2.0%	主として 0.7~1.0%(−) 記載なし
19	T&D ホールディングズ	0.8~2.0%	0.48~1.60%(−) 記載なし
20	九州電力	主として 2.0%	主として 2.0%(±0%) 記載なし
21	北海道電力	主として 2.0%	主として 2.0%(±0%) 記載なし
22	因幡電機産業	(主として確定拠出型制度のため記載なし)	(主として確定拠出型制度のため記載なし)
23	日立化成	1.0~2.5%	0.8~1.5%(−) 記載なし
24	日立金属	主として 1.6%	主として 1.0%(−0.6%) 記載なし
25	日立建機	1.86%	2.0%(+0.14%) 加重平均

26	日立工機	主として1.7%	0.9~1.0%( <sup>-</sup> ) 記載なし
27	日立国際電気	企業年金基金制度 1.7% 退職一時金制度 1.3% 各制度ごとに平均残存勤務 期間および退職給付の見込 支払日までの平均期間にも とづいて設定	1.0%( <sup>-</sup> 0.3、 <sup>-</sup> 0.7%) 加重平均
28	クラリオン	0.6~1.1%	0.7%( <sup>-</sup> ) 加重平均
29	日立メディコ	平成26年3月1日に日立製作所の完全子会社になったため、同年3月期の有価証券報告書を作成せず	
30	日立ハイテクノロジーズ	1.4~1.6% 各制度毎に退職給付の見込 み支払日までの平均期間に 基づいて設定	0.8~1.6%( <sup>-</sup> ) 記載なし
31	日立キャピタル	当社および国内連結子会社 1.2~1.5% 海外連結子会社 4.6~6.0% 各制度ごとに退職給付の見 込支払日までの平均期間に 基づいて設定	0.9~8.5%( <sup>-</sup> ) 記載なし
32	日立物流	0.5~1.6%	1.0%( <sup>-</sup> ) 加重平均
33	日立機材	1.2%	1.2%(±0%) 記載なし
34	川重冷熱工業(個別)	2%	1.7%( <sup>-</sup> 0.3%) 記載なし
35	ハウス オブ ローゼ(個別)	2.0%	0.9%( <sup>-</sup> 1.1%) 記載なし

※原則として「有価証券報告書」での文言、表記方法をそのまま掲載している。

(出所) 早期適用会社の平成26年3月期有価証券報告書を基に筆者作成

上記のように、割引率が前年度よりも上昇傾向にある会社は3社(8.82%)と極めて少数に留まっており、24社(70.59%)もの会社が下落傾向にあることがうかがえる。将来の退職給付見込額を割引いて退職給付債務の金額を算出するのであるから、割引率が下落すればするほど退職給付債務の金額を増加させる効果をもたらすことになる。青木(2012)によれば、「割引率1%の違いは年金債務額で約2割の違いとなる」という(青木, 2012, p.311)指摘もあるので、割引率

の変動が小さくても影響は大きいと言える。概して、業績不振の企業ほど割引率を高めめに設定し、退職給付債務の金額を少なく算出しようとするのに対し、対照的に、業績が好調な企業ほど保守的に割引率を低めに設定し、退職給付債務を多めに算出しようとする傾向にある。

## ② 長期期待運用収益率の開示状況

また、期待運用収益を求めるにあたり、期首の年金資産の額に掛ける合理的に期待される収益率は長期期待運用収益率と呼ばれているが、これについても注記で開示することになっている。そこで、割引率と併せて検討するため、次の表 4 において、早期適用に踏み切った各社の適用初年度（平成 26 年 3 月期）とその前年度（平成 25 年 3 月期）の（長期）期待運用収益率に関する注記状況を示している。これまでと同様、原則として連結ベースでの（長期）期待運用収益率を示しているが、No.34 および No.35 の会社とともに連結子会社がないため、連結財務諸表を開示していない。そのため、親会社単体の個別財務諸表のみ作成・開示しているので、個別ベースでの（長期）期待運用収益率を示している。

**表 4 新退職給付会計基準適用初年度および前年度の(長期)期待運用収益率に関する注記状況**

No.	会 社 名	平成 25 年 3 月期の 期待運用収益率	平成 26 年 3 月期 (適用初年度) の 長期期待運用収益率
1	シンクレイヤ	記載なし(内部積立)※1	記載なし(内部積立) ※1
2	日本サード・パーティ	記載なし(内部積立)※1	記載なし(内部積立) ※1
3	味の素	主として 2.5%	主として 2.5% (%)
4	日清食品ホールディングス	主として 2.5%	2.0%(−0.4%)
5	野村総合研究所	1.5%	1.5%(±0%)
6	参天製薬	主として 2.00%	主として 2.00%(±0%)
7	伊藤忠テクノソリューションズ	2.5%	2.0%(−0.5%)
8	東海ゴム工業(現在は、住友理工に社名変更)	主として 2.0%	主として 2.0%(±0%)
9	LIXIL グループ	0.0~0.8%	2.5%(−)
10	鈹研工業	1.00%	1.0(±0%)
11	デンソー	主として 1.5%	主として 3.00%(+1.5%)
12	日東電工	1.5~4.3%	1.5~4.3%(±0%)
13	川崎重工業	国内会社 3.0~3.5% 海外会社 5.04~7.25%	3.00~7.25%(±0%)
14	島津製作所	1.0%	0.8%(−0.2%)
15	ヤマハ	2.0%	2.0%(±0%)
16	長瀬産業	主に 2.1%	2.1(±0%)

17	みちのく銀行	年金資産 1.32% 退職給付信託 1.10%	年金資産 0.88% (-0.44%) 退職給付信託 0.62% (-0.48%)
18	MS&AD インシュアランスグループホールディングス	退職給付信託 0.0% 上記以外 主として2.0~3.0%	退職給付信託 0.0% (±0%) 上記以外 主として2.0~3.0% (±0%)
19	T&D ホールディングズ	1.02~2.15%	0.73~1.65%(-)
20	九州電力	主として2.0%	主として2.5%(+0.5%)
21	北海道電力	主として0.0%	主として0.0%(±0%)
22	因幡電機産業	(主として確定拠出型制度のため記載なし)	(主として確定拠出型制度のため記載なし)
23	日立化成	主として2.0%	主として2.0%(±0%)
24	日立金属	主として2.5%	主として2.5%(±0%)
25	日立建機	1.5~6.0%	2.5%(-)
26	日立工機	主として2.5%	2.5%(±0%)
27	日立国際電気	3.5%	3.5%(±0%)
28	クラリオン	1.5~1.7%	0.6%(-)
29	日立メディコ	平成26年3月1日に日立製作所の完全子会社になったため、同年3月期の有価証券報告書を作成せず	
30	日立ハイテクノロジーズ	2.5%	2.5%(±0%)
31	日立キャピタル	当社および国内連結子会社 2.5% 海外連結子会社 5.6%	2.0%(-)
32	日立物流	2.0%	2.1%(+0.1%)
33	日立機材	1.0%	1.0%(±0%)
34	川重冷熱工業 (個別)	3.0%	3.0%(±0%)
35	ハウス オブ ローゼ (個別)	-%	記載なし

※ 原則として「有価証券報告書」での文言、表記方法をそのまま掲載している。

※1 No.1 および No.2 の会社は、記載内容から外部拠出ではなく、内部積立によるものと推定される。

(出所) 早期適用会社の平成26年3月期有価証券報告書を基に筆者作成

以上から、(長期) 期待運用収益率が上昇傾向にある会社は4社(11.76%)に対し、下落傾向にある会社は7社(20.59%)であるため、下落している方が若干多いものの、過半数の18社(52.94%)は変化なしとなっている。(長期) 期待運用収益率の設定方法として、ほとんどの会社が「年金資産の長期期待運用収益率を算定するため、現在および予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する

多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮して」と説明しているため、年金資産の配分比率が変わらないことを前提とすれば、運用環境がよほど大きく変化しない限り、(長期) 期待運用収益率は変動しないことになる。

## 8. おわりに

これまで3号にわたって、新しい退職給付会計基準を早期適用に踏み切った会社を対象に、新しい退職給付会計基準を適用したことによる影響を明らかにしてきた。大方の予想どおり、改正された退職給付会計基準のもとでは、企業にとって退職給付に係る負債の増加や、利益剰余金およびその他の包括利益累計額といった純資産の減少をもたらすとともに、利益の下押し要因として作用している会社が多数派であるという事実が裏付けられた。しかしながら、新退職給付会計基準が平成24年5月に公表された直後に危惧されていた予想に反して、その影響度は会社の存続を左右するほど大きいというものではなく、極めて限定的なものに留まっていたのは注目に値する。

しかしながら、ここでの分析対象企業は全上場企業全体からすれば1%ほどに過ぎないほど少数であるばかりか、強制適用になる前に自らの意思で1年近くも前倒しで早期適用を自主的に行った会社であることに留意する必要がある。それだけ他の会社よりも準備を周到に進め、情報開示に積極的な姿勢を保ち、かつ業績にも一定の自信のある会社である。すなわち、経営者が新退職給付会計基準による影響が限定的であると予めわかっていたからこそ、早期適用を決断したともいえる。そのため、全体としての状況とは相当異なる可能性も排除できない。

現状においては、新退職給付会計基準は本格的に適用され、適用が「実務上困難」とされた一部の例外的な会社を除き、多くの会社では平成27年3月期の有価証券報告書において情報開示されており、「実務上困難」とされた会社であっても、平成28年3月期までの有価証券報告書において情報開示がなされることから、ようやく全上場会社に浸透することになるので、業種や規模など全体を視野に入れた統一したかつ継続的な分析が可能になるが、これについては今後の研究課題としたい。

なお、今回の退職給付会計基準の改正で、企業側の負担がますます重くなることに鑑みて、確定給付型の企業年金制度から確定拠出型の企業年金制度に移行する企業がますます増加していくものと思われる。いわゆる終身雇用制度が崩れていけばいくほど、転職先の企業年金に持ち込むことができるため、ポータビリティの高い確定拠出型の企業年金制度が従業員の側からも支持されるであろう。さらには、企業年金や退職金制度自体廃止してその分、毎月の給与に上乗せする企業も増えていくこともあり得るものである。また、今回の早期適用会社でも、確定給付型と確定拠出型を併用している企業や、同じ連結グループ内であっても、親会社と子会社とで異なる企業年金制度を運営している企業も数多く見受けられた。加えて企業の合従連衡や組織再編が進展すれば、このような動きはさらに加速していくものと思われるので、退職給付の制度そのものに対する動向にも注意

を払っていく必要性もあるだろう。

最後に、今回の実態分析は、連結財務諸表において会計基準等の改正に伴う会計方針の変更に関する注記にもとづいて行ったものであるが、この注記に関する規定は、財務諸表等規則（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則）第8条の3を準用することとされている（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第14条の2）。ここで、準用された財務諸表等規則第8条の3では、注記すべき事項に重要性が乏しい場合には注記を省略することができる（同条第4項）とされ、これを根拠条文に多くの会社が「影響は軽微」もしくは「記載なし」としているものと推察される。

しかし、財務諸表等規則では、何を以って重要性が乏しいとするかについては全く言及されていない。その点でいわば「原則主義」的な対応になっており、企業側もしくは監査人の裁量的な判断に委ねる形となっている。その結果、早期適用に踏み切った情報開示に関し先進的な会社ですら、「影響は軽微」と記載したり、記載そのものが省略されていた会社が多かった点は誠に遺憾であったことを指摘したい。

確かに、規模や業種・業態によって企業は様々であるから一律に定めることには困難が伴うことが予想されるものの、情報の利用者側の立場に立てば、企業間の比較に支障が生じることや、企業側による意図的な情報開示の回避を惹起しているのではないかと懸念が生じる。あくまで私見ではあるが、会計方針の変更に関する注記に関しては、項目の重要性に鑑み、重要性の原則の適用を認めず、たとえ量的な重要性が乏しくてもすべて開示させるようにするか、どうしても注記を省略することを容認するのであれば、その基準を条文本体かガイドラインのいずれかで明定するとともに、注記の省略を容認する基準を誰もが納得しうる極めて低い水準に設定すべきであると思われる。

### 【参考文献】

- International Accounting Standards Board (2011) *International Accounting Standards No.19 Employee Benefits*, IFRS Foundation. (企業会計基準委員会監訳『国際財務報告基準(IFRS)2013』IAS第19号「従業員給付」, 中央経済社.)
- 青木茂男 (2012) 『要説 経営分析』(四訂版), 森山書店.
- 『週刊経営財務』編集部(2013)「改正退職給付基準の早期適用は35社」『週刊経営財務』第3,130号 (平成25年9月16日号) p.2.
- 前田啓稿 (2013)「新退職給付会計基準の早期適用事例分析」『週刊経営財務』第3,130号 (平成25年9月16日) pp.8-14.
- 増子敦仁 (2014)「転換点に立つ退職給付会計」『企業会計』第66巻第6号, 中央経済社, pp.91-96.
- 八木原栄二・中村慎二 (2012)「「退職給付に関する会計基準」の策定に伴う財務諸表等規則等の改正について」『企業会計』第64巻第12号, 中央経済社, pp.130-137.

**【参考資料】**

新退職給付会計基準早期適用全 34 社の平成 26 年 3 月期有価証券報告書（「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」（EDINET：Electronic Disclosure for Investors' NETwork）より閲覧）

（2016 年 1 月 8 日受理）